砺波市農業委員会２月総会議事録

開催日時　　令和８年２月５日（木）午後２時

開催場所　　砺波市役所　３階　小ホール

出席した委員　２７名

１番	西原　登	１６番	飯田　真紀
２番	堀田　敬三	１７番	亀永　理恵
３番	吉田　一馬	１８番	土田　英雄
５番	林　政樹	１９番	中村　栄克
６番	前野　久	２０番	滿保　雅春
７番	石田　智久	２１番	今井　久人
８番	鴨井　克之	２２番	松原　光雄
９番	川邉　洋	２３番	黒田　英嗣
１０番	舘　和香子	２４番	山本　渉
１１番	樋掛　雅彦	２６番	源通　一郎
１２番	田嶋　和樹	２７番	齋藤　徹
１３番	森田　修	２８番	片山　雅喜
１４番	松浦　正一	２９番	水野　勢津子
１５番	飯田　輝一		

欠席した委員　２名

４番	柴田　泰利	２５番	小幡　直也

傍聴人

なし

出席した事務局職員　３名

事務局長　　小西　啓介　　主幹　　横山　匡英　　主任　　深尾　芽生

農業振興課　　１名

農地調整係　　主任　　平塚　伸治

付議案件

議事

１）議案第３５号　　農地法第３条の規定による所有権移転許可について

２）議案第３６号　　農地法第５条第１項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について

３）議案第３７号　　事業計画変更の申請に対し意見決定について

報告

１）報告第１号　　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について

２）報告第２号　　農地法第３条の３第１項の規定による届出の報告について

３）報告第３号　　農業経営改善計画の認定等について

その他

（開会１４：００）

事 務 局　　定刻となりましたので、ただ今から「令和７年度・砺波市農業委員会２月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、川邉会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会　　長　　ご苦労様です。立春も過ぎまして、早く春らしさを感じられたらいいなと思うところです。

さて、年度末が近づき、賃借料の目安について協議する時節となりました。本日はこの総会の終了後、農地賃借料検討小委員会を予定しております。メンバーにつきましては、JA の支店ごとに２人ずつの１０名の方と、JA･土地改良区推薦の委員の方のあわせて１２人で小委員会を開催いたしまして、どんな賃借料がいいかというようなことをお話しさせていただきたいと思っております。そして、３月の農業委員会の総会でみなさま方にお諮りしました後、公表をする予定にしております。

簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事 務 局　　ありがとうございました。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員２９名中２７名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第５条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邉会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委　　員　　（「異議なし」の声あり）

議　　長　　それでは、議席番号１１番　樋掛　雅彦委員・ 議席番号１２番　田嶋和樹委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第３５号　農地法第３条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事 務 局　　議案書の１ページをお願いします。
今月の案件は、２件でございます。

（議案書全件朗読）

番号１及び２は、所有者が農地の譲渡を希望していたところ、現在の耕作者である地元の担い手と話がまとまったものです。
譲受人は、農地法第３条第２項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議　　長　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第３５号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委　　員　　（「はい」の声あり）

議　　長　　片山委員、どうぞ。

片山委員　　１番について、譲渡人は身寄りがなく認知症の状態であることから、成年後見人がついておられます。今後のことを考え資産を整理しており、農地の譲渡については現在耕作している譲受人と話がまとまったものです。ご承認よろしくお願いします。

委　　員　　（「はい」の声あり）

議　　長　　吉田委員、どうぞ。

吉田委員　　２番について、譲渡人は県外に引っ越しされ、地元に戻ってこないということで宅地や家を売り渡ししています。農地については今まで譲受人が耕作していましたので、そのまま引き受けてくれるということで所有権移転することとなりました。ご承認よろしくお願いします。

議　　長　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第３５号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
　続きまして、「議案第３６号 農地法第５条第１項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局　　議案書の２ページをお願いします。
　今月の案件は、１件でございます。

（議案書番号１朗読）

　別添資料の１ページから６ページまでと併せてご覧ください。
　申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第３種」になります。農地転用の許可基準は、「第３種農地の原則許可」に該当します。こちらの案件は議案第３７号番号１と関連する案件となります。申請の農地は、平成３年に譲渡人が一般住宅を建築する目的で転用の許可を受け、宅地造成が済んでいます。譲渡人は、自己の都合により、住宅の建築が未着工のままとなり、このたび、譲受人に売り渡すことになりました。このため、あらためて農地転用申請を行います。申請者は、土地区画整理事業により既存住宅の建替えが必要になったため、申請地において住宅の建築を計画しています。
　以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議　　長　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第３６号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委　　員　　（「はい」の声あり）

議　　長　　源通委員、どうぞ。

源通委員　　申請地はちょうど土地区画整理事業を行っている区域に該当します。譲渡人は過去に農地転用を申請し家を建てる予定でしたが、事情により他の場所で家を建てられました。今回、土地区画整理事業の道路拡幅により譲受人の住居の建替えが必要となったことから、現在の住居の敷地に隣接した申請地を取得し建築を計画しています。ご承認よろしくお願いします。

議　　長　　他にご質問等はございませんか。
　ご質問等がないようですので、採決を行います。
　ただ今の「議案第３６号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
　続きまして、「議案第３７号　事業計画変更の申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局　　議案書の３ページをお願いします。今月の案件は、１件でございます。
　こちらの案件は、議案第３６号でご説明したとおりです。このたび、土地の譲渡に伴い所有権が移転することから、事業計画を変更します。
　以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議　　長　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第３７号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　ご質問等がないようですので、採決を行います。
　ただ今の「議案第３７号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
　続きまして、報告事項に入ります。
　報告第１号から報告第３号について、事務局より説明願います。

事 務 局　　（報告第１号・第２号・第３号説明）

議　　長　　ただ今､報告を受けた報告内容についてご意見･ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
　これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
　これにて閉会いたします。

（閉会１４：１５）